

2022年2月分

製造業特定技能外国人材相談窓口

Monthly FAQ

多く寄せられるご質問の解説

今月のテーマ

「製造3分野の特定技能外国人材が従事
できる業務区分と関連業務について」

特定技能外国人材が従事する業務区分の作業内容はどのようなものですか

質問：特定技能外国人材の採用を検討しています。どの業務区分で採用すればよいのでしょうか？

特定技能外国人材が従事する業務区分の作業内容については、出入国在留管理庁ホームページ掲載の**特定分野に係る要領別冊**（各分類の本文・別表(PDF)の**別表**〔特定技能外国人材が従事する業務区分〕に記載されております。別表をご確認いただき企業様でご判断下さい。

→ 特定分野に係る要領別冊は [こちら](#)

■ 特定分野に係る要領別冊（素形材産業・産業機械製造業、電気・電子情報関連産業の本文・別表PDF）より抜粋。

特定技能外国人材が従事する業務区分	作業内容 * 各区分とも【指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、】で従事するという点において共通	受入れ可能な事業者の産業分野		
		素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業
鋳造	溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事	○	○	—
鍛造	金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事	○	○	—
ダイカスト	溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事	○	○	—
機械加工	旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事	○	○	○
金属プレス加工	金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事	○	○	○
工場板金	各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事	○	○	○
めっき	腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事	○	○	○

「○」の産業で左記の業務区分の特定技能外国人材を採用することができます

特定技能外国人材が従事する業務区分の作業内容はどのようなものですか

特定技能外国人材 が従事する 業務区分	作業内容 * 各区分とも【指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、】で従事する という点において共通。	受入れ可能な事業者の産業分野		
		素形材 産業	産業機械 製造業	電気・電子 情報関連産業
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事	○	—	—
仕上げ	手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事	○	○	○
機械検査	各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事	○	○	—
機械保全	工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事	○	○	○
塗装	塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事	○	○	○
溶接	熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事	○	○	○
鉄工	鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事	—	○	—
電子機器組立て	電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事	—	○	○
電気機器組立て	電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事	—	○	○
プリント配線板製造	半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事	—	○	○
プラスチック成形	プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事	—	○	○
工業包装	工業製品を輸送用に包装する作業に従事	—	○	○

「—」の産業分野では、左記の業務区分の特定技能外国人材を採用することはできません。

特定技能外国人材が従事する業務区分の作業内容はどのようなものですか

分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ① 原材料・部品の調達・搬送作業
- ② 各職種の前工程作業
- ③ クレーン・フォークリフト等運転作業
- ④ 清掃・保守管理作業



専ら関連業務に従事することは認められません

■ 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 平成31年3月より抜粋

中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口寄せられた質問

質問① 機械加工で採用した場合、付随業務として溶接作業を行う事は可能ですか。

【回答】溶接作業を行う事は認められません。溶接作業を行う場合は、製造分野特定技能1号評価試験の溶接試験に合格しなければなりません。

質問② 電気機器組立てで採用後、スキルが高い人を組立て作業の最終工程、チェック作業に専ら従事させることは可能ですか。

【回答】電気機器組立て及びそれに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を全く行わず、管理監督者として従事することは認められません。